

市立病院のあり方検討会議について

1 開催目的

本市では、平成27年3月に国が示した「新公立病院改革ガイドライン」に基づき、「新公立病院改革プラン」を策定することとしている。

この「新公立病院改革プラン」の策定にあたり、今後の市立病院のあり方等を含めて幅広く検討するため、各界の有識者で構成する「市立病院のあり方検討会議」を開催するもの。

2 構成員 ○は座長

小野 春夫（北九州市薬剤師会・会長）

小松 啓子（社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会・理事長、福岡県立大学・名誉教授）

○近藤 倫明（北九州市立大学・学長）

権頭喜美恵（社会福祉法人もやい聖友会・理事長）

佐多 竹良（産業医科大学病院・病院長）

下河邊智久（北九州市医師会・会長）

花岡 夏子（福岡県看護協会・会長）

原田 友子（乳がん患者会あすかの会・会長）

平田久美子（子育て支援団体戸畑ちょうちんママ代表、戸畑区親子ふれあいルーム代表）

村上 知子（村上公認会計士事務所 公認会計士）

3 これまでの開催状況

(1) 第1回会議（平成27年8月4日）

市立病院の概要説明

病院現場における課題等

(2) 第2回会議（平成27年10月26日）

市立病院のあり方に関するこれまでの審議会等の状況

政令市における市立病院の経営形態

経営形態別の制度の違い

(3) 第3回会議（平成27年12月21日）

政令市の独法化病院の状況

経営形態移行にあたっての課題

地方独立行政法人病院の先進事例（臨時構成員による講演）

(4)第4回会議(平成28年2月5日)

政令市の地方独立行政法人病院の役員の状況

構成員より「医療センターと八幡病院については、地方独立行政法人化に向けて準備を進めるべき」との意見

(5)第5回会議(平成28年4月18日)

福岡県における地域医療構想(臨時構成委員による講演)

市立病院のあり方

(6)第6回会議(平成28年6月3日)

市立病院のあり方

(7)第7回会議(平成28年8月5日)

新改革プランたたき台

(8)第8回会議(平成28年11月1日)

平成27年度決算の状況

本市の政策医療の提供体制

新改革プランたたき台修正案(市立病院の役割)

4 今後の開催予定

(1)第9回会議(平成29年4月19日)

新改革プランたたき台

- ・門司病院、看護専門学校のあり方
- ・今後の収支見通し
- ・政令市の地方独立行政法人病院の取組み

(2)第10回会議(平成29年5月～6月)

新改革プラン素案

(3)第11回会議(平成29年8月～9月)

新改革プラン案

新公立病院改革ガイドラインの概要

公立病院改革の推進のため、平成27年3月31日に総務省が地方公共団体に示した「新公立病院改革ガイドライン」の概要は以下のとおり。

1 新公立病院改革ガイドライン策定の背景

少子高齢化が進展し、医療需要の変化が見込まれる中、地域ごとに適切な医療提供体制を構築するため、引き続き公立病院改革を継続する必要があること。

公立病院改革は、今後、医療法に基づいて都道府県が策定する「地域医療構想」と整合的に行われる必要があること。

2 地方公共団体による新公立病院改革プランの策定

(1) 新改革プランの策定期間

都道府県の地域医療構想を踏まえ、平成27年度または平成28年度中に策定

(2) 新改革プランの対象期間

策定年度またはその次年度から平成32年度まで

(3) 新改革プランに記載する内容

①地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- ・地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

②経営の効率化

- ・黒字化を目指して経営収支比率等の数値目標を設定し、経営を効率化
- ・医師等の人材確保に留意し、経費削減、収入増加等の取組みを明記

③再編・ネットワーク化に係る取組み

- ・重複・競合が見られる病院等の再編・ネットワーク化の推進を明記

④経営形態の見直し

- ・民間的経営手法（地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化、指定管理者制度導入、民間譲渡）の導入に向けた経営形態の見直しの取組みを明記。

3 都道府県の役割の強化

- ・都道府県は、医療介護総合確保推進法に基づき、地域医療構想の実現に向けた取組みとも連携しつつ、再編・ネットワーク化等に積極的に参画
- ・管内の公立病院施設の新設・建替等に当たり都道府県のチェック機能を強化

地方公営企業と地方独立行政法人の制度比較

		地方公営企業法（全部適用）	地方独立行政法人
基本事項	根拠法	地方公営企業法	地方独立行政法人法
	運営責任者	事業管理者（病院局長） ※市長が任命	法人の理事長 ※市長が任命
	位置づけ	市の組織の一部	市が出資する独立した法人
	政策医療	政策医療の実施に必要な経費について、一般会計の負担が可能	
人事面	職員の身分	市職員（公務員）	法人職員（非公務員）
	職員の定員	条例で上限を規定	中期計画の範囲内で法人が設定
	職員の給与	給与の種類と基準が条例で規定 市職員の給与等を考慮して決定	支給基準を規定して市に届出 業務の実績を考慮、社会一般の情勢に適合
	福利厚生	地方公務員共済組合法、地方公務員災害補償法が適用される	
	労働基本権	団結権・団体交渉権あり、争議権なし	団結権・団体交渉権・争議権あり
財務面	予算	事業管理者が原案・説明書を作成 市長が調製（議会の議決）	中期計画において法人が作成 （議会の議決、市長の認可）
	決算	事業管理者が調製し、関係書類を 市長に提出（議会の認定）	財務諸表を作成し、市長に提出 （市長の承認、議会へ報告）
	契約	地方公営企業法、地方自治法等の規定 により事業管理者が契約	法人の規定により理事長が契約
	実績評価	—	市の附属機関である「評価委員会」 が評価を実施
	資金調達	[長期] 予算内で起債や借入れ可能 [短期] 予算内で借入れ可能	[長期] 借入れは市からのみ可能 （独自に起債はできない） [短期] 中期計画の範囲内で借入れ可能
議会の関与	[主な議決事項] ・ 予算 ・ 料金に係る条例 [主な認定事項] ・ 決算	[主な議決事項] ・ 定款の策定、変更 ・ 中期目標の策定 ・ 中期計画の認可 ・ 一般会計負担金（運営費負担金）に係る予算 ・ 法人の重要財産の処分 [主な報告事項] ・ 各事業年度の評価結果 ・ 中期目標に係る事業報告書 ・ 中期目標の期間終了後の評価結果	

地方独立行政法人に対する市議会の関与

■法人設立時

○定款の策定

内容 定款とは法人の目的、名称、役員定数、役員の任期、業務内容など基本的事項を定めたもの。
流れ ①市が原案を作成、②議会の議決、③総務大臣の認可

○評価委員会の設置

内容 評価委員会は、地方独立行政法人の業務実績の評価等を行う第三者で構成される市の附属機関。
流れ ①評価委員会設置条例の制定、②評価委員会の設置・運営、③中期目標や中期計画への意見等

○中期目標の策定

内容 中期目標とは、市が3年～5年の期間を定めて地方独立行政法人に指示する業務運営に関する目標。
中期目標には、政策医療など住民に提供する医療の内容、医療の質や住民サービスの向上等、病院運営の基本的な事項が記載される。
流れ ①市長が中期目標を策定、②評価委員会の意見聴取、②議会の議決、③市長が法人へ指示

○中期計画の作成

内容 中期計画とは、中期目標を達成するために法人が策定する計画。
中期計画には、中期目標の達成に向けた具体的な取り組みや数値目標等のほか、計画期間中の予算や収支計画、資金計画、料金等が記載される。
流れ ①法人が中期計画を作成、②評価委員会の意見聴取、②議会の議決、③市長の認可

○関係条例等などの制定改廃

内容 職員の引継ぎに関する条例（法人に身分が移行する職員の範囲を定めるもの）
法人に承継させる権利及び義務（法人に承継させる資産や負債の内容などを定めるもの）
重要な財産を定める条例（処分にあたり市長の認可が必要となる財産を定めるもの）
その他病院局関係条例の廃止・改正など。
流れ ①市が条例改正案等を作成、②議会の議決

■法人化後

○運営費負担金の交付

内容 小児救急・周産期・感染症等の政策医療の実施に対する一般会計からの財政措置。
流れ ①市が運営費負担金に係る予算案を作成、②議会の議決、③法人へ交付

○財務諸表・業務実績等の報告

内容 各事業年度の財務諸表や業務実績等について、法人が作成して市長に提出するもの。
流れ ①法人が関係書類を作成して市長・評価委員会に提出、②評価委員会の意見聴取・評価、
③市長が議会へ報告

○中期目標に係る事業報告書

内容 中期目標期間終了後、三月以内に法人が事業報告書を市長に提出するもの。
流れ ①法人が事業報告書を作成して市長に提出、②市長が議会へ報告

○重要財産の処分

内容 条例で定めた重要財産を法人が処分する場合の手続き。
流れ ①市長が評価委員会の意見を聞いて議案を作成、②議会の議決、③市長の認可